## 別表十六(一)

### 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付))の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式))の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載します。

この場合、その記載に当たっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末 現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率20」、「定額法の償却率26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

- 街 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。
- (4) 取得等をした減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

#### 2 各欄の記載要領

この明細書は、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産((2)の資産に該当するものを除きます。)の「34」の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」及び「37」の金額を記載できます。

- 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。
  - イ 「評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号(減価償却資産の償却の方法)) に規定する評価換え等 をいいます。
  - ロ 「期中評価換え等」とは、令第48条第5項第4号に規定する期中評価換え等をいいます。
  - ハ 「期末評価換え等」とは、令第48条第5項第3号に規定する評価換え等のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。
  - ニ 「民事再生等評価換え」とは、令第48条第5項第3号ロに規定する民事再生等評価換えをいいます。
  - ホ 「連結時価評価」とは、令第48条第5項第3号ハに規定する連結時価評価をいいます。
  - へ 「非適格株式交換等時価評価」とは、令第48条第5項第3号ニに規定する非適格株式交換等時価評価をいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類1」、「構造2」及び「細目3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定る る種類、構造及び細目に従って記載しますが、核 械及び装置については、耐用年数省令別表第二の 番号を「構造2」に記載してください。	と
「取得年月日4」	その資産の取得年月日を記載します。 令第55条第4項又は第5項((資本的支出の取得価額の特例))の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用を受けた最初の事業年度開始の日を記載します。	
「事業の用に供した年月5」	当期の中途で事業の用に供した資産について、 その事業の用に供した年月を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「耐用年数 6」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定め る耐用年数を記載します。	
「取得価額又は製作価額7」	(1) 次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次により記載します。 イ 令第 55 条第 4 項の規定の適用を受けた減価償却資産その適用を受けた減価償却資産(以下「日減価償却資産」といいます。)の帳簿価額と同項に規定する追加との合計額を記載します。 ロ 同条第 5 項の規定の適用を受けた減価償却資産(以下「追加償却資産」といいます。)の帳簿価額との合計額を記載します。 ロ 同条第 5 項の規定の適用を受けた減価償期 資産その適用を受けた最初の事業価額を記載します。 (2) 減価償却資産につき評価換え等が行われたことにおりその帳簿価額とれた場が多減価償却資産のといいます。 イ 当期前の各事業年度又は各連結事といて、期末評価換え等が行われた減価償業業年度、以下「各事業年度等」といいます。)後の各事業年度 ロ 当期以前の各事業年度 ロ 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた事業年度等の各事業年度等以後の各事業年度等が行われた事業年度等以後の各事業年度等が行われた事業年度等以後の各事業年度	1 の合い (1) にに又え以同のえ(1) が後の項定之換日(1) 成行期にに又えりているが後の項定之換日(2) ち規グの一次のでは、 (2) ち規グににてといるが後の項定之換日(2) ち規グににてといるが後の項定之換日(4) (3) ち規グににてといるが後の項定之換日(等換、 の等年れたののののののののののののののののののののののののののののののののののの
「圧縮記帳による積立金計上額 8」 「差引取得価額9」	圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金(確定した決算において積み立てたもの(決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。)をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下同じです。)に計上した場合に、その積立金に計上した金額のうち、損金の額に算入された金額を記載します。  (1) 「7」の外書の金額がある場合には、その金額な合めで計算します。	
「償却額計算の対象となる期末	額を含めて計算します。 (2) 当期以前の各事業年度等において令第 57 条第 1 項((耐用年数の短縮))の承認を受けた減価償却資産(平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等において同年 6 月 30 日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。) については、その承認を受けた日の属する事業年度等のこの明細書の「9」の金額からその明細書の「16」の金額を控除した金額を「差引取得価額 9」の上段に内書として記載します。 法人計算の期末帳簿価額を記載します。	
現在の帳簿記載金額 10」	-	
「期末現在の積立金の額 11」及	圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年 4 月 30 日以	

欄	記	載	要領		注意	事	項
び「積立金の期中取崩額 12」	前に終了した事 の令第80条((国 についての圧縮 による圧縮記帳 31 日以前に開始 改正前の法第31 及びその償却方 金を設けている ついて記載しま	国庫補助金等 記帳に代わ に係る引当。 台した事業年 1条(減価償: が法)の規定に 場合に、その	で取得した固定 る経理方法》等 金及び昭和 42 度において昭和 対資産の償却費 こより償却に係	資産等 の規定 年5月 ロ42年 の計算 る引当			
「差引帳簿記載金額 13」	の帳簿価額が 段に外書とし 時価評価が行 「差引合計翌期 れた金額を控 ます。	時価評価が行減額されたすべ、その減れた事業があれた事業がある繰越額にた残額に	行われたことに 場合には、この 額された金額が 手度等のこの明 〔41〕の本書に を△印を付して	よりそ 欄の上 ら脚書 記載 記載 記載 し			
	われたことに 合には、この された金額か 株式交換等時 の事業年度等 の繰越額 41」 た残額を△印	は非適格株式よりその帳が欄の上段に対して事再生活のこの明細に記して記して記して記して記して記して記して記した。	式交換等時価評	在価が行 れた場 で お で お 適 が 適 が 直 が で 型 期 し で 空 性 と で 数 り で り た し で り と う と う と う と う と う と う と う と う と う と			
「前期から繰り越した償却超過額 15」	算産(場次こイ ちょう と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は、	が行われたこと れた減価償却資	でがれ差 又と産事。年、格まそ に産却金あぞを はい(業:度適現すの よ:資額るれ、 適い公以: 格物。)合 り:			
	ニ 連結納税 たり時価評 価額が増額 評価が行格株 によりその	の開始又は 価が行われ された減価値 れた事業年 式交換等時 帳簿価額が	えが行われた事 連結納税への加 たこと資力資事が 度の翌事業年度 世評価がれた減価 で換等時価評価	1入に当 の帳簿 の時価 たこと f償却資			

欄		記	載	要	領		注	意	事	項
	(2) 前期 の金額	がある場	合計型   合計型	、前期の	操越額 41」 の「41」の シ記載しま <sup>、</sup>	本書の				
「合計 16」	_		_		iがある場合 け。	合には、				
「残存価額 17」	平成 19 却資 有形 てはる金 (2) 牛ーで には却 質 担 には却	それらの金額を含めて計算します。 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産について、次により記載します。 (1) 有形減価償却資産(坑道を除きます。)については、「差引取得価額 9」の金額の 10%に相当する金額を記載します。 (2) 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第十一で定める割合により計算した金額(牛及び馬については、その金額が 10 万円を超える場合には、10 万円)を、別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道については 0 と記載します。								
「差引取得価額×5%18」					み、「差引取 質を記載し		1円未 場合には 捨てます	、そ		が生じた数を切り
「平成 19 年 3 月 31 日以前取得 分」の各欄	減価償それぞれ	次により	読み替							
	計 23	(16) ≤ (18) Ø	)場合 )又は((16)·		読み替え後 (16) > (17) の場 ) + (22)) 又は(( (16) ≦ (17) の場 ((17) - 1 円) ×	合 16)-(17)) 合				
「旧定額法の償却額計算の基礎 となる金額 19」	の金額をなお、	控除した 「9」の[	た金額を 内書の金	記載しる	ら「残存価 ます。 る場合には て計算しま	、その				
「旧定額法の償却率 20」	を使用せ 定額法の ただし (耐用年数 満の場合 ける場合	ずに、配営は知用なる。 といる では かい でんしょ かい にい がい にい がい にい がい いい いい かい いい い	所用年数 と記者等 を を を を を を を を を を を の に の に の に り の り の り の り の り の り の り り り り	省令別 ます。 別表第 2項(事 知率)の 項に規算	る定額法の 表第七に掲 上に掲げる 事業年度の規定の規定の で除した値	げる旧 償却年未受 用を受の	し、1月 上げます 耐用年	未。数に償未満	の端令第十二年の第二十二年の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	4条第2 算した旧 、小数点
「算出償却額 21」	は次の	質式に」	より計算 事業(	した全勢	たものに 質を記載し <u>に</u>		月数に し、1月 上げます	未満		って計算 数は切り
「増加償却額 22」	機械及び 加償却の 償却割合	装置の( 適用を受 の計算)	賞却限度 受ける場 ) の規定	額の特 合に、 た により	超えて使用 例》に規定 見則第 20 条 十算した増 いに、「算出	する増 ((増加 加償却	に規定す 税務署長 に、平均	る届 に提 的使	出書 出す 用時	るととも 間を超え

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	21」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	類を保存していなければなりません。
「計 23」	次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 「「16」-(「21」+「22」)」の金額が「18」の金額を上回る場合 ((21)+(22)) <del>又は ((16)-(18))-</del> (2) 「「16」-(「21」+「22」)」の金額が「18」の金額以下となる場合 ((21)+(22)) <del>又は</del> ((16)-(18))	
「算出償却額 24」	分子の空欄には、当期の月数を記載します。 計算した金額が「16」の金額から1円を控除し た金額を上回る場合には、その上回る部分の金額 を控除した金額を記載します。	1円未満の端数が生じた 場合には、その端数を切り 捨てます。
「定額法の償却額計算の基礎と なる金額 25」	「差引取得価額9」の金額を記載します。 なお、「9」の内書の金額がある場合には、その 金額を「9」の金額から控除した金額を記載しま す。	
「定額法の償却率 26」	耐用年数省令別表第八に掲げる償却率(耐用年数省令第5条第2項(事業年度が1年未満の場合の定額法の償却率)の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率)を記載します。	月数は暦に従って計算 し、1月未満の端数は切り 上げます。 耐用年数省令第5条第2 項の規定により計算した定 額法の償却率は、小数点以 下3位未満の端数は切り上 げます。
「算出償却額 27」	当期の中途で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 ((25)×(26)) × 事業供用月数 当期の月数	1円未満の端数が生じた 場合には、その端数を切り 捨てます。 月数は暦に従って計算 し、1月未満の端数は切り 上げます。
「増加償却額 28」	令第 60 条に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第 20 条の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「算出償却額 27」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「計 29」	計算した金額が「16」の金額から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	
「租税特別措置法適用条項 31」	措置法又は震災特例法による特別償却に関する 規定又は割増償却に関する規定の適用を受ける場 合に、条文番号等を上段に記載します。 また、その特別償却率又は割増償却率を「()」 に記載します。 なお、震災特例法による特別償却又は割増償却 の規定の適用を受ける場合には、震災特例法の適 用条項を記載します。	平成 29 年改正法附則第67条第3項の規定の適用を受ける場合には、上段に「附則第67条第3項」と記載します。
「特別償却限度額32」又は「前	(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書と	この外書の金額は、別表

欄	記	載	要	領	注意	事 項
欄	(2) では、「は、「は、「は、「は、「は、」」、「は、「は、」」、「は、「は、」」、「は、」」、「は、、」、「は、」、」、「は、」、「は、」、「は、」、」、「は、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、、」、、」、、、、、、、、	すに特積別(は用理に内記組け却))等、「次「又の度「又せ「又の記攻す載却)ら償応合[29]。に別み償 青震をに生に載織た不に等そ33に23は金と24はん29は金載正るは限 繰却じに」、(償立却 色災受よじ開し再場足規別の」よ」「額し」「。」「額し法経、度 り不それ及、増却で限 申特けりた始ま編合額定償金のりの3」で言う。)では過次額 越足れてび	置かた度 告列る賞特し打成でが打封頂各記金 び記金 金のび打り措こる し頃で、1番のも額 法法法却別た。に措ある不を欄載額の「載額の「額の1。第置よう た33れその第一人に人額償事 よ置る合下記はしが各23しが各 が各円 67)りは 特」次の控第定に外 又よがを却業 り法場併超載、ま記欄」ま記欄 記欄を 条のまは 別は次の控えにへ書 てる裝計不年 柴等合等割しみす載はのす載は 載は控 発規す、 償、に記り	条りでした。 条りてし、 指別債す額等(賃2債別いす掲 れに、 の特、て、 置間するのに、却条却償い。げ、て」を、て載、て」た、(適)と、 足掲記る金 準償の載、第に度法ちる、象2度不す、場、る金除、るる、る金額、人を、載、又るしねを のので、 のので、 がの限却ま、る、いの控、いす、いの金、法用、記、額げ載額を のをです。 のので、 のので、 がの限却ま、 のので、 ので、	十六(九)「特 の損金算入 書」の「当期	特別償却準備金 に関する明細 明の特別償却限
	度とします。 (イ) 平成 29 又は第 2 5 らの親庭にる金額を言 (ロ) 平成 29 又は第 4 5 らの親を言	を 年改正法 号の規定の こ規定する 己載します。 年改正法 号の規定の こ規定する こ規に外書	附則第 67 9 適用を受い 特別償却的 の 対則第 67 9 適用を受い 特別償却的 として記載	条第3項第1号 ける場合 これ 限度額に相当す 条第3項第3号 ける場合 これ 限度額に相当す はします。		
「当期償却額 35」	償却費として す。	【損金経理	をした金	額を記載しま	み立てた金額	準備金として積 質は、償却費と 里をした金額で

欄	記	載	要	領	注意	事	項
					はありません	/o	
「前期からの繰越額 38」	「前期から繰	り越したか	賞却超過	額 15」の金額を			
	記載します。						
「償却不足によるもの39」	当期に償却不	足額があ	る場合に	おいて、前期か			
	ら繰り越された	償却超過	額がある	ときは、その償			
	却不足額に達す	つるまでは	は損金に	認容されますか			
	ら、その認容さ			, ,			
				場合には、その			
	金額を含めて計		-	- h			
「積立金取崩しによるもの40」				平成 18 年改正前			
	の令第 80 条等 金及び昭和 42 年			記帳に係る引当			
	登及い昭和 42						
	た場合において						
				帳に係る引当金			
	及び昭和 42 年間	と 正前の 活	<b>法第 31 条</b>	:の規定による償			
	却に係る引当金						
	係る償却超過額						
				した金額に達す			
	るまでは損金に   る金額を記載し		よりかり	、その認容され			
		· -	·額があス	場合には、その			
	金額を含めて計			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
「差引合計翌期への繰越額 41」	「38」の外書	の金額が	ある場合	·には、その金額			
E STEER END	を含めて計算し		o, o, ,,,	( - 101			
	また、減価償	却資産に	つき連結	納税の開始又は			
				え等のうち連結			
				価損が生じた場			
	合、その連結時						
	の欄に減価償却の評価損の金額						
	いずれか少ない						
	載します。	水がで口	U, 5 1,1 0				
	.,.	このいずれ	いか少なり	い金額を別表五			
	(一)又は別表五	<u>(一)</u>	付表一の	「区分」の欄に			
				)「減②」に記載			
	するとともに、						
	金額を「減②」		た同欄の	上段に△印を付			
	して記載します		<b>小</b> か ハ *	7 0 0 // 444 /// 11. 444			
「特別償却不足額」の各欄				€の3《被災代替 特例法による特			
				有例伝による特 有する法人に限			
	り、記載します		~L'11⊀ CL ′	II / JU/NICK			
		-	9 67 条第	3項の規定の適			
	用を受ける場合						
「当期において切り捨てる特別	当期末以前1	年以内に	開始した	事業年度前の事			
償却不足額又は合併等特別償	業年度等におい	て生じた	特別償却	不足額又は適格			
却不足額 43」	組織再編成によ						
	に係る合併等特						
	の額に算入され						
「当期分不足額 46」			,	却額 35」の金額			
	及び「前期から	繰り越し	た特別償	却不足額又は合	1		

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
	併等特別償却不 よるもの 39」の 却限度額 32」の 額を記載します	の金額を の金額との	空除した金	を額と、「	特別償				
「適格組織再編成により引き継 ぐべき合併等特別償却不足額 47」		併等特別 ます。 E法附則	」償却不足 第 67 条第	額を有す 3項の規	る法人定の適				

# 3 付表の添付

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表の用紙は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードできますので、御利用ください。

#### 4 証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は平成29年4月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存 要件	添付 要件
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成28年改正前の措 置法42の5①	平成 28 年改正前の措置法規則 20 の 2②又は③に規定する書類		0
特定中小企業者等が経営改善設備を 取得した場合の特別償却	措置法 42 の 12 の 3	措置法規則20の8④に規定する書類		$\circ$
中小企業者等が特定経営力向上設備 等を取得した場合の特別償却	措置法 42 の 12 の 4	措置法規則20の9②に規定する書類		0
耐震基準適合建物等の特別償却	措置法 43 の 2 ①②	措置法規則20の11①又は②に規定する証明に係る書類	0	
関西文化学術研究都市の文化学術研 究地区における文化学術研究施設の 特別償却	措置法 44①	措置法令28の4①二に規定する証明 に係る書類	0	
特定地域における産業振興機械等の 割増償却	措置法 45②	措置法規則20の16®に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事 業年度のみ)		0
障害者を雇用する場合の機械等の割 増償却	措置法 46①	措置法令 29①~⑤に規定する証明に 係る書類	0	
次世代育成支援対策に係る基準適合 認定を受けた場合の次世代育成支援 対策資産の割増償却	措置法 46 の 2 ①	措置法規則 20 の 19 に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事 業年度のみ)		0
農業経営改善計画を実施する法人の 機械等の割増償却	平成 19 年改正前の措 置法 46 の 3 ①	平成 19 年改正前の措置法規則 20 の 19①に規定する書類		0
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年6月改正前 の措置法46の4①	平成23年6月改正前の措置法規則20の19②に規定する書類		0
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の 割増償却	平成 29 年改正前の措 置法 47①	措置法規則 20 の 20 に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事 業年度のみ)		0

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存 要件	添付 要件
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	平成23年6月改正前 の措置法47①	平成23年6月改正前の措置法規則20の20②に規定する書類		0
特定都市再生建築物等の割増償却	措置法 47 の 2 ①	措置法規則20の21②に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事 業年度のみ)		0
倉庫用建物等の割増償却	措置法 48①	措置法規則20の22②に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事 業年度のみ)		0
復興産業集積区域において機械等を 取得した場合の特別償却	震災特例法17の2①	震災特例法規則6の2の2②に規定 する書類		0
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	震災特例法18の2①	震災特例法規則6の5に規定する書 類		0

### 5 根拠条文

法 31、令 48、48 の 2、53~63、規則 9 の 3~21 の 2、27 の 14、耐用年数省令、措置法 42 の 5、42 の 6、42 の 10~42 の 11 の 3、42 の 12 の 3、42 の 12 の 4、43~52 の 3、67 の 5、措置法令 27 の 5、27 の 6、27 の 10~27 の 11 の 3、27 の 12 の 3、27 の 12 の 4、28~30、措置法規則 20 の 2、20 の 3、20 の 5、20 の 6、20 の 8、20 の 9、20 の 11~20 の 22、震災特例法 17 の 2~17 の 2 の 3、17 の 5~18 の 2、18 の 4、震災特例法令 17 の 2~17 の 2 の 3、17 の 5~18 の 2、震災特例法規則 6 の 2 の 2、6 の 4、6 の 5、平成 29 年改正法附則 67